



宅建本部にゆうす

公益
社団法人

愛媛県宅地建物取引業協会

TAKKEN-HONBU NEWS

公益
社団法人

全国宅地建物取引業保証協会愛媛本部

第217号 平成30年7月20日発行

平成31年版「REAL PARTNER DIARY」(手帳)

注文書同封

単 価：1冊 300円(税込) ルーペ〔拡大鏡〕付き 360円(税込)

※注文状況により価格変動の可能性あり。

注文期限：平成30年8月6日(月)必着

注文方法：同封した注文書にて任意団体宛てFAX

納品時期：平成30年11月(予定)

そ の 他：手帳には協会名が入ります。

無料配付は
ありません。



不動産開業支援セミナー開催(参加費無料)

パンフレット・申込書同封

宅地建物取引業に興味のある方、新規開業をお考えの方を対象として開催します。

日 時：平成30年8月7日(火) 13:30

場 所：(公社)愛媛県宅地建物取引業協会 4F会議室
松山市平和通6丁目5-1

申込方法：同封した申込書をFAX(089-943-2364)にてお申込み下さい。

問合せ先：(公社)愛媛県宅地建物取引業協会 TEL:089-943-2184

製造業向け物件情報について

愛媛県企業立地課より以下の物件に関して情報提供の依頼がありました。情報をお持ちでしたら、宅建協会事務局宛て資料をお送り下さい。

(物件)

種 類 製造業(電子部品製造)用平屋建

面 積 10,000平米(建物3,000㎡1棟~2棟)

エ リ ア 大洲、八幡浜、宇和島。

※ 松山、東温あたりまでなら考慮の対象

情報送付先 (公社)愛媛県宅地建物取引業協会 事務局(担当：佐々木)

TEL:089-943-2184 FAX:089-943-2364

弁護士の無料電話法律相談／全宅連

全宅連では、会員限定で弁護士による無料電話法律相談を開催しております。

※7月~8月までの開催日時は下記のとおりです。

開 催 日 平成30年7月27日(金)、平成30年8月10日(金)、平成30年8月24日(金)

開催時間 13:00~16:00

・法律相談をお受けいただくには事前にご予約が必要となります。

・法律相談の概要やお申込み方法等の詳細につきましては全宅連HPをご覧ください。

全宅連HP (<https://www.zentaku.or.jp/member/legaladvice/>)

お盆休みのお知らせ

平成30年8月15日(水)、16日(木)はお盆休みのため、協会は休業となります。

【お知らせ】ハトマークサイト・レイنزへの物件入力について

登録義務のある物件情報は、ハトマークサイトに入力し、レイنز(西日本不動産流通機構)に転送処理していますが、物件については、会員各社が登録することが原則となっています。

原則に従い、会員各社での登録を行っていただいています。

1. 操作マニュアル(会員用)ダウンロードについて

宅建協会HPに操作マニュアルを掲載しています。

【ダウンロード手順】

宅建協会HP (<http://www.ehime-takken.or.jp/>) → 「会員専用」 →

■ハトマークサイトシステム利用マニュアルほか関連資料■

→ ID・PW入力

◆利用マニュアル◆

(利用マニュアル内容)

①ハトマークサイト 暫定版 利用マニュアル第7版

②ハトマークサイト登録・検索システム 取込み・二次広告機能について

③表示を拡大する方法について

④物件登録用 写真・画像の取込み方ハンドブック

⑤登録項目の説明(売土地)

⑥登録項目の説明(売戸建)

⑦登録項目の説明(売マンション)

⑧登録項目の説明(売事業用 建物一括)

⑨登録項目の説明(売事業用 建物一部)

⑩登録項目の説明(賃貸居住用)

⑪登録項目の説明(賃貸事業用)

⑫登録項目の説明(貸土地)

⑬画像情報を登録する際の注意点

⑭レイنزにおける取引状況補足欄の入力について

2. 物件登録(新規登録、再登録、変更、成約等)について

ハトマークサイト愛媛の登録・検索システムページより行って下さい。

【ログイン手順】

宅建協会HP (<http://www.ehime-takken.or.jp/>) → 「会員専用」 →

「物件情報メンテナンス」 → ID・PW入力 → ログイン

※ログイン後の登録・検索システムページ内にも 操作マニュアルが掲載されています。

※1. 2. のログインにはIDとPWが必要になります。ID・PWが分からない場合は、宅建協会(Tel:089-943-2184)までご連絡下さい。

市有財産購入希望者情報提供依頼について／今治市

(物件一覧)

No.	物件 番号	所 在 地	用 途 地 域	区分	実 測 面 積 ※ (㎡)	㎡単価 (円)	予定価格(円)
1	2	国分一丁目乙349番1	市街化調整区域	土地	1,468.22	6,660	9,778,345
2	3	唐子台東一丁目6番6	近 隣 商 業	土地	243.60	23,200	5,652,000
3	4	唐子台東一丁目6番7	近 隣 商 業	土地	243.82	24,900	6,071,000
4	5	郷桜井二丁目甲1308番2	第 一 種 住 居	土地	439.86	19,200	8,445,000
5	6	桜井二丁目甲143番1	第 二 種 住 居	土地	376.84	22,600	8,516,584
6	7	立花町二丁目709番23	第一種中高層住居専用	土地	250.86	31,900	8,002,434
7	8	吉海町泊1553番1	都市計画区域外	土地	328.80	5,420	1,782,096
8	9	朝倉上甲2092番20	都市計画区域外	土地	238.18	9,900	2,357,982
9	10	唐子台西三丁目8番	第一種低層住居専用	土地	1,411.80	19,100	27,000,000
				建物	270.00	-	1
				計	-	-	27,000,001
10	13	玉川町長谷字堂ノ奥甲950番10	都市計画区域外	土地	271.20	11,700	3,173,040
11	14	玉川町長谷字堂ノ奥甲950番14	都市計画区域外	土地	216.92	11,400	2,472,888
12	15	玉川町長谷字堂ノ奥甲950番15	都市計画区域外	土地	247.49	11,400	2,821,386
13	16	玉川町長谷字堂ノ奥甲950番16	都市計画区域外	土地	250.53	11,600	2,906,148
14	17	玉川町長谷字堂ノ奥甲950番18	都市計画区域外	土地	191.85	11,800	2,263,830
15	19	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番11	都市計画区域外	土地	192.67	13,100	2,523,977
16	20	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番12	都市計画区域外	土地	189.55	13,100	2,483,105
17	21	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番13	都市計画区域外	土地	189.51	13,100	2,482,581
18	22	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番14	都市計画区域外	土地	189.28	13,100	2,479,568
19	23	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番15	都市計画区域外	土地	189.09	13,100	2,477,079
20	24	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番16	都市計画区域外	土地	189.41	13,200	2,500,212
21	25	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番17	都市計画区域外	土地	189.50	13,500	2,558,250
22	26	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番18	都市計画区域外	土地	189.37	13,400	2,537,558
23	27	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番21	都市計画区域外	土地	189.33	13,400	2,537,022
24	30	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番29	都市計画区域外	土地	207.91	13,300	2,765,203
25	31	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番38	都市計画区域外	土地	181.24	11,800	2,138,632
26	32	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番39	都市計画区域外	土地	180.92	11,800	2,134,856
27	33	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番40	都市計画区域外	土地	181.02	11,900	2,154,138
28	34	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番41	都市計画区域外	土地	179.31	11,900	2,133,789
29	35	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番42	都市計画区域外	土地	181.40	11,800	2,140,520
30	36	玉川町長谷字西ノ坂甲1030番50	都市計画区域外	土地	181.68	11,800	2,143,824
31	45	波方町小部字山あちら甲389番8	都市計画区域外	土地	174.59	15,700	2,741,063
32	51	菊間町浜2866番17	非線引・第 一 種 低 層	土地	199.89	11,500	2,298,735
33	53	菊間町浜2866番20	非線引・第 一 種 低 層	土地	199.99	14,800	2,959,852
34	54	菊間町松尾36番1	非線引・白地地域	土地	2,596.62	3,800	9,867,156
35	56	上徳字神宮寺甲338番1	市街化調整区域	土地	196.85	46,300	9,120,000

問合せ先：今治市企画財政部管財課公有財産管理室 TEL：0898-36-1506

市有地処分の媒介依頼について／松山市長

処分の媒介を依頼する市有地

物件番号	所在地	地目	地積 (㎡)	売却価格 (円)
9	松山市和気町一丁目67番1	宅 地	2170.40	46,890,000

依 頼 期 限 平成30年8月31日（金）物件資料等 物件の明細については、松山市ホームページに掲載しています。

各課一覧 ⇒ 管財課 ⇒ 市有地の売却先を募集します（先着順）

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/siyuutibaikyaku.html>

会費の納入はお済みですか？

平成30年度分の会費（業協会50,000円、保証協会6,000円）を2019年6月30日までに納入がない場合、会員資格が無くなります。

会費は地域の任意団体へ委託していますので、詳しくは各任意団体へお問い合わせ下さい。

一般財団法人ハトマーク支援機構で実施する事業について

(連絡文書要旨)

関係資料地区連絡協議会設置

1. 日本スキルズ(株)

ハトマーク支援機構は日本スキルズ(株)と提携し、宅建協会会員に対して不動産実務研修『IT重説スタートアップトレーニング&物件写真撮影のポイント』の提供を開始します。

概 要	日本スキルズが行う研修テーマの中で特に人気の高い「無料ソフトを活用したIT重説スタートアップ」と「物件写真撮影」をひとつのテーマにした60分の研修を社内研修や従業員研修の勉強会などの機会にご利用頂けます。講師は、研修実績のある日本スキルズが務めます。
申込方法	ハトマーク支援機構 HP 内の「日本スキルズ」のページから、「申込書」をダウンロードの上、日本スキルズへFAX送信
問合せ先	日本スキルズ(株) ビジネスソリューション事業部 吉田氏 TEL：03-5645-5811

2. SOMPO リスケアマネジメント(株)

ハトマーク支援機構はSOMPO リスケアマネジメント(株)と提携し、宅建協会会員に対して、『土壌汚染 解決サービス』の提供を開始します。

概 要	当該地の土壌汚染が懸念される場合に、SOMPO リスケアが土壌汚染について調査（机上調査、現地調査など）を行い、汚染のおそれを評価します。 さらに、土壌汚染について、ないと思っていた汚染が見つかった場合に必要となった費用、あると思っていた汚染が予想以上に広がっており追加で必要となった費用を損害保険の活用でヘッジすることが可能です。売主または買主のご要望に応じて提供します。
申込方法	ハトマーク支援機構 HP 内の「SOMPO」のページから、「顧客紹介票」をダウンロードの上、SOMPO へFAX送信
問合せ先	SOMPO リスケアマネジメント(株) 土壌・環境グループ 鳥貝氏、盛本氏 TEL：03-3349-4320

※1. 2. の詳細は一般財団法人ハトマーク支援機構 HP (<https://www.hatomark.or.jp/>) をご覧下さい。